

ばけとあいこう會會則

(名称)

第1条 この会は、正式名称を「ばけとあいこう會」という。

(事務所)

第2条 この会は主たる事務所を、青森県青森市佃1丁目24番地16号におく。

(目的)

第3条 この会は次の事項を目的とする。

- (1) 青森ねぶた祭の化人（バケト）（※以下バケト）の継承に寄与する。
- (2) バケトの普及活動。
- (3) バケトに関わる体験事業や教育活動等。

(活動)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 国指定重要無形民俗文化財『青森のねぶた』のバケトの伝承のための事業。
- (2) バケトに関わる講演会、シンポジウム等への講師派遣。
- (3) バケトに関わる体験事業等の開催。
- (4) その他、目的を達成するために必要な活動

(会員種別)

第5条 この会の構成員は、次のものとする。

- (1) 會員 この会の目的・活動に賛同し、活動に携わる者。

(入会方法)

第6条 この会に入会しようとする者は以下の個人情報と共に申請書を事務局へ提出し登録しなければならない。

- (1) 氏名（ふりがな）、郵便番号、住所、電話、メールアドレス、性別、生年月日

(入会金・年会費)

第7条 入会金はなし、年会費1,000円を徴収する。

(退会)

第8条 會員は退会の旨を事務局へ連絡し、任意に退会することができる。

(会員資格の喪失)

第9条 會員が以下による場合には、その資格を喪失する。

- (1) 本人が死亡、若しくは失踪宣告を受けた場合。
- (2) 除名された場合。
- (3) 会からの會員継続確認（電話、メール等）の締切日までに連絡がなかった場合。
- (4) 当会が消滅した場合。

ば け と あ い こ う 會 会 則

(除名)

第10条 會員が以下に該当する場合は役員会の判断により、除名することができる。

- (1) 本会則その他の規約に違反したとき。
 - (2) この会の名誉、信頼を傷つけ損害を与える、又はその恐れのある行為、会の目的に反する行為をしたとき。
2. 前項の規定により會員を除名しようとする場合は、当該會員に理由等を尋ねる機会を与えなければならないが、最終的には役員会の判断で除名出来る。

(役員)

第11条 この会に次の役員をおくことができる。

(1) 會長 (1名)

本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副會長 (1名)

會長を補佐し、會長が職務を実行できないときは、會長代行として會長の職務を務める。

(3) 相談役 (1名以上)

本会を補佐し適切な助言等を行う。

(4) 監事 (1名以上)

会の事業および会計を監査する。

(5) 事務局長 (1名)

本会の事務全般を担当する。

2. 役員は総会で選任し、任期は1年とする。ただし再任を妨げない。権限、責務等は、総会が定める。
3. 役員会は會長、副會長で構成する。
4. 顧問、相談役、監事に関しては役員会にて任命する。
5. 代表は、事務局長を會員の中から任命することが出来る。

(機関・議決)

第12条 この会の議決を行う機関として、総会、役員会をおく。

2. 総会は會員で構成され、會員総数の1/2以上の出席をもって成立し、多数決をもって議事を決する。
3. 総会は代表が召集するものとし、毎年1回開催し、次の事項を議決する。
 - (1) 年度事業計画及び予算
 - (2) 年度事業報告及び決算の承認
 - (3) 役員を選任
 - (4) 本会の解散、合併に関する事項
 - (5) 會員の除名に関する事項
 - (6) その他、本会の運営に関する重要事項
4. 役員会は代表が召集し、総会に付託すべき事項及び総会の議決の執行に関する事項及びこの会の日常の運営に関する事項を議決し執行する。議長は會長が務める。
5. 役員会は役員1/2以上の出席をもって成立し、多数決をもって議事を決する。
6. 何らかの理由により役員会で総会を開かないことを決定した時は、役員会で決定した方法に変更することができる。

ばけとあいこう會會則

(事業年度)

第13条 この会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日とする。

(財産の管理)

第14条 この会の会計処理および管理方法は役員会が定める。

(会則の改正)

第15条 会則の改正は役員会において出席者の1/2以上の賛成をもって決する。

(個人情報保護の取り扱い)

第16条 入会の際の個人情報は本人の同意なしに外部へ提出・閲覧はしない。

(附則)

この会則は、令和7年4月1日から施行する。